

東京大学プロボストオフィス規則

令和8年3月19日
役員会議決
東大規則第76号
[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（平成16年4月1日東大規則第1号）第17条第4項の規定に基づき、東京大学プロボストオフィス（以下「オフィス」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 オフィスは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) プロボスト
- (2) 総長が指名する理事
- (3) 総長が指名する副学長及び執行役
- (4) その他総長が指名する教職員

(シニアバイスプロボスト)

第3条 前条第2号の理事は、プロボストを補佐し、プロボストの行う業務の一部をつかさどる。

2 前項の理事を、シニアバイスプロボストと称する。

(バイスプロボスト)

第4条 第2条第3号の副学長及び執行役は、プロボスト又はシニアバイスプロボストを補佐し、プロボスト又はシニアバイスプロボストの行う業務に係る企画立案及び連絡調整を行う。

2 前項の副学長及び執行役を、バイスプロボストと称する。

(事務)

第5条 オフィスの事務は、関係部署の協力を得て、本部総務課において処理する。

(補則)

第6条 本規則に定めるもののほか、オフィスの組織及び運営に関し必要な事項は、プロボストが別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沿革

東京大学プロボストオフィス規則

体系情報

□第1篇 組織及び運営

▽第2章 プロボストオフィス、CFO オフィス及び委員会等

○第1節 プロボストオフィス及びCFO オフィス等

沿革情報

◆令和8年03月19日 役員会議決